

# 一般教育と大学図書館

国立大学協会図書館特別委員会

(昭和43年4月20日)  
12 19

## まえがき

大学図書館に関する諸問題のうち特に解決の急を要するのは、一般教育課程に対する大学図書館のありかたに関する問題である。新制大学においては、狭義の学問研究とならんで、一般教養が重視されていることは周知のとおりであり、したがつて大学図書館が一般教養のための奉仕機関といわれているのも当然といえよう。本委員会は、まず大学図書館の使命を明確にし、それに基づいて一般教育に対する大学図書館のあるべき姿をここに報告するしだいである。

### 1. 大学図書館のありかたについて

昭和40年3月31日の大学基準等研究協議会より文部大臣あての答申のなかの「大学基準設置要項」では、大学図書館の使命について、「大学における教育・研究活動の重要な機関であるとともに総合的教養の場としての役割をも果すものである」と定義づけられている。また昭和41年4月15日の大学図書館施設研究会の答申においては、大学図書館の機能については、学習図書館、研究図書館、総合図書館、保存図書館の4種類に分類定義されている。ただしむしろこの点は、大学図書館を総合図書館と研究図書館に分けて考え、総合図書館のなかに学習図書館・保存図書館の機能をも包含してよいと考えられる。

従来、基礎的な教育・研究に対する大学図書館の奉仕は、いわゆる「学習図書館」の名称のもとに行われているが、この名称はややもすると高校教育を延長した程度の図書館であるかのように誤解されるおそれがある。しかし、学習図書館は、単に指定図書や参考図書等を中心とする单一的な図書館であつてはならない。

また総合図書館は「総合的教養の場」として全学的な寄与をしなければならない。周知のように、新制大学は幅広い人格の形成を大きな目標として掲げている。この目標を達成するうえに、大学図書館の内容の充実の程度いかんはきわめて重要である。

これを要するに、総合図書館は単に文献のサービスのみに甘んずべきではなく、大学の正規の授業等では到底カバーできない部分（芸術情操教育のための諸施設等）を充足する任務をあらたに課せられているといつてよいのである。もとよりそれらは図書館固有の任務外のことであるという考え方もあるが、課外教育の場として最も現実的な機関は図書館をおいては他に考えられないである。

### 2. 一般教育に対する図書館の有効的な利用方策

いわゆる前期学部学生の勉学と教養の助長に奉仕するため、本委員会は1において述べた大学図書館の使命と機能に基づいて、以下列挙する事項が早急に実現することを必要と考える。

- (1) 文献関係
  - a 指定図書の整備・充実
  - b 参考図書の整備・充実
  - c 一般教養図書の整備充実
- (2) 奉仕関係
  - a 優秀な参考掛（レフアレンズ・ライブラリアン）の導入（注1）
  - b 複写設備の充実
  - c タイプライター室の設置
- (3) 視聴覚関係
  - a 視覚室の設置（映写・スライド）
  - b 聴覚室の設置（L.I.L・音楽等）
  - c 読書会室の設置（ばあいにより、演習室にも転用できること）（注2）
  - d 小ホール（講演・シンポジウム・演劇用）
  - e 展示室（美術関係の展示場）
- (4) 施設および環境
  - a 充分な閲覧席数の確保
  - b 親しみやすく近づきやすい環境づくり
  - c 室内装飾の配慮
  - d 音響関係への配慮

（注1）一般教育課程においては、例えば学生はレポートの作成の必要にしばしば迫られる。そのようなとき、あるテーマについての文献の探索乃至は文献の扱い方等は、かなり熟達した参考掛の助力なくしてはレポート作成の作業は困難で

ある。

(注2) 以下に良書を集めても、学生自身が喰いついてこなくては意味がない。  
そのためには、複数の学生（ときに教官を含めて）が一冊の本あるいは一つの研究テーマのもとに読書会を開ぐことは読書欲をかきたてる点できわめて有効である。

#### む　す　び

大学における一般教育の目的を達成するためには、図書館機能を教育面に積極的に活用することが重要である。このため、図書館の制度上、人事上、予算上の具体的な改善策をえて、当局に積極的に働きかける努力が必要である。